

生かそう憲法  
くらしと政治に

# あおぞら

2019年10月1日

Vol.52

発行

あおぞら法律事務所

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目7番11号  
TEL 092-721-1425 FAX 092-721-1498

「レトロステーション太刀洗駅」 photo 前田 豊

福岡県の太刀洗町は、かつて太刀洗飛行場があったところです。駅に飛行機が陳列してあって、レトロが売り物です。雲のように右旋回をすることなく変わらぬ平和を望んでいます。

## あおぞら法律事務所

弁護士 前田 豊
弁護士 小宮 和彦
弁護士 中村 伸子
弁護士 井上 敦史
弁護士 武 寛兼

# 憲法9条改定に反対

弁護士 前田 豊

1 民主党改定案  
自民党改定案  
18年3月に示した改定案です。

憲法第9条はそのままで新しく9条の2を付け加える。  
「前条の規定は（略）必要な自衛の措置をとることを妨げず、  
そのための実力組織として、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

2018年3月24日 自民党憲法改定推進本部が示した改定案	
1項	維持
2項	維持
9条の2 追加	前条の規程は、我が国の平和と独立を守り、國及び國民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。 ②自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

日本国憲法
9条1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

安倍首相は以前と変わらないと言いますが、大いに変わります。  
新設される9条の2は、第9条の「陸海空軍その他の戦力は保持しない」（2項）との規定にとらわれず、「自衛隊を保持」することになります。新設される「自衛隊」と第9条（2項）「戦力の不保持」は必ず対立します。今まで、法律に規定された「自衛隊」が憲法9条（2項）と対立してきたわけですが、

2 後法の優先  
（略）自衛隊を保持する」と規定するという案です。

これまで第9条は自衛隊拡張を防ぐ役割を果たしてきました。しかし、9条の2が新設されると、その歯止めがきかなくなくなります。これまで自衛隊は「必要最小限度の実力組織」と言われました。自民党案には「必要最小限」の言葉が消えていました。歯止めが一つはずれます。空母を保有すること、長距離ミサイルを保有すること、核兵器を保有すること、ホルムズ海峡で有志連合に加わって警備活動をすること、産油国への紛争に介入することなど、今まで憲法9条のもとで禁じられてきたことが、自衛のためなら禁じられなくなります。そうして憲法第9条は死文

## 3 第9条（2項）の死文化

民法の大学者、故我妻栄博士が、昭和49年、「法学概論」の中で、自衛隊と憲法改正の例えどおりになると思います。「後法が前法に優先する」のことを示しています。そこで、新設される「自衛隊」が第9条に優先することになります。

化することになります。  
2の「必要な自衛の措置」と「自衛隊」が優先するということを示しています。そこで、新設される「自衛隊」が第9条に優先することになります。  
「後法が前法に優先する」のことを示しています。そこで、新設される「自衛隊」が第9条に優先することになります。

## 4 我妻栄（法律学全集2「法学概論」昭和49年）

民法の大学者、故我妻栄博士が、昭和49年、「法学概論」の中で、自衛隊と憲法改正の問題を取り上げています。  
「自衛隊よ、いざこに行く」と題されています。  
こんな調子です。  
自衛隊はアメリカの占領政策が産み落とした私生子（前田注・婚外子）である。事実上認知されたといえるにしても、その地位はまだ確実ではない。憲法第9条がその存在を認めかねるかどうか、まだ定説がないからである。  
独立国である以上、自衛権がある。  
だが、古来、侵略を国はとしてそのための戦力をを持つとした主張した国はあつたか。ほとんど全ての国は、互いに自衛のための最小限度の軍備、だと広言しながら、競つて軍備の拡張に努め、ついに戦争に至つたことは歴史の教えるところである。この事実にかんがみ、わが国はあえて戦争と戦力を放棄したものだ。世界の平和ためなら禁じられなくなります。そうして憲法第9条は死文

あるが、容易に狸耳（注・世間の人耳）に入りにくいであります。今日われわれとしてるべき態度はどうであろうか。  
憲法を改正して自衛隊の存在を認め、それに関する重要な事項を憲法に規定し、これに基づいて周到適切な法令を整備することが賢明か、それとも、あくまでも違憲の存在と論じる余地を残し、それを抛り切ることに努めるとともに、それができないまでも、その成長を少しでも阻むことに努めるのが賢明か。

## 5 一国民として

自衛隊は、災害派遣により、

国民の評価を高めました。しかし、災害における活動を評価しても、自衛隊の軍事行動の肥大化は望んでいません。まして戦争に近づくことを望んでいません。

我妻栄博士が残した選択肢の2番目、「あくまでも違憲の存在と論じる余地を残し、それを抛り切ることに努める」という選択が最も賢明と思うのです。

## 高齢者虐待防止法

弁護士  
武  
寛兼

1 はじめに

平成30年11月、鹿児島県鹿屋市の住宅型有料老人ホームで入居者が相次いで死亡していたことが判明し、同年12月、鹿屋市は、高齢者虐待防止法に基づいて、亡くなつた入居者とは別の4人について、介護放棄や身体拘束などの虐待があつたと認定しました。というニュースが報じられました。

2 高齢者虐待防止法とは?

施行された法律です。この法律は、虐待をした人を罰するのでではなく、国や地方自治体に対し、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置や養護者（高齢者を養護する者）に対する支援のための措置等を定めることを通じて、高齢者虐待を防止しようとしている点に特徴があります。つまり、高齢者と養護者を支援の対象と位置づけ、

高齢者が住んでいる近所の家から怒鳴り声や大きな物音が聞こえるようになり、高齢者の様子が以前と比べて元気がない様子だ：というように、高齢者に遭遇したらどうすべきでしょうか。

高齢者虐待防止法は、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対

3 虐待の疑いを持つた

す。特に、②介護・世話の放棄・放任については、意図的であることが要件とされていないため、結果的に入浴させておらず異臭がしたり、髪や爪が伸び放題だつたり、皮膚や衣服、寝具が汚れていることも虐待に該当しうることになります。

## 4 高齢者の姿が長い間確認できない場合は?

通報を受けた市町村は、高齢者の生命や身体の安全を確認し、虐待の有無や緊急性の判断を行い、当面の対応方針を決定することになります。ここで、緊急性の判断とは、高齢者の生命または身体に危険が生じていいおそれがある場合に、緊急入院や高齢者短期入所施設等への一時保護のための措置を講ずる必要があるか否かの判断を行うことを意味します。

5 處待をした養護者が高齢者と会えなくなることはある?

ただし、上記立入調査は、物理的な有形力の行使まで許容されているものではありません。養護者等が正当な理由なく住居への立ち入りを拒否した場合に、拒否をした養護者等に罰金が科されること（30条）を背景に、立入調査に従うことを要求することができるにとどまります。

۶۷

高齢者の保護の観点から、高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができます（13条）。

近年、上記高齢者との面会制限措置の適法性が争われた裁判例も増えています。裁判例によると、養護者から面会制限措置が違法であるとの主張がなされた場合でも、高齢者保護の観点から市区町村長の合理的な裁量が認められており、当該面会制限措置が違法であると判断されるケースは少ないようと思われます。

高齢者虐待防止法は、市町村に対し、高齢者や養護者に対する相談、指導、助言を行うよう求めていますので（6条）、高齢者を養護するうえで問題がある場合は、お住まいの市町村に相談すると良いかもしれません。

近所に住む高齢者の家から、うめき声や泣き声が聞こえるもの、高齢者の姿は長い間確認できず、回覧板を届けに行つた際に同居している子どもに様子を尋ねてもすぐに追い返されてしまう：というような場合は、通報を受けた市町村はどのように

市町村が虐待していた養護者がから高齢者を分離して保護する措置を講じた場合、当該養護者が高齢者との接触（面会）を要求することがあります。このような場合において、市町村長や養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止および当該

に対し、高齢者や養護者に対する相談、指導、助言を行うよう求めていますので（6条）、高齢者を養護するうえで問題がある場合は、お住まいの市町村に相談すると良いかもしれません。

# ココに引っ越したい!!



弁護士 小宮 和彦



色々と行ってみたいところはあります、やっぱり一番落ち着く我が家がいいかなあ。新たな家族も増えたことやし！！

弁護士 井上 敦史



弁護士 中村  
伸子  
(写真は博多座玄関「あらしのよるに」観劇後)

南海の小島「ブカブカ島」(二十年前)にそこから少年マオナがホームステイに来ていた。タロイモ畑を耕し、魚を釣り、読書でもしながらのんびり暮らすのです。

弁護士 前田 豊



福岡は大きくもなく小さくもなくとても住みやすい街です。これで、空がからっと澄んだ青い空だともっといいんですがねエ。



弁護士 武 寛兼

現住所地に特に不満はないので、今引っ越ししたい場所は思いつかないですが、大学生の頃、「神楽坂」に住んでみたいと思っていた時期がありました。写真は、平成31年3月に高校の部活のOB戦に参加したときの様子です。

## 橋本 絵美

東京若しくは東京近郊がいいですね。子供が3人とも東京在住ですし、何より気軽に巨人の試合を観に行けるので！東京ドームのライトストンドで応援歌を歌って応援したいです♪

## 森 礼子

ココに引っ越したい!! という強い願望はないのですが…

何処かと言われると、横浜市青葉区美しが丘。妹が住んでいて、遊びに行く度、良いところなあと思うので。

**佐藤 亨恵** 海外にも憧れの都市はありますが「住む」となると言葉の問題が。というわけで、国内ならば北海道！ 北海道物産展好きとしては、これしかありません！ 道内を駆け巡り、北海道グルメを食べ尽くしたいです!!



前田弁護士の古稀祝いをしました